

## 議事要旨(1) リスク分担型企業年金に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に寄せられたコメントへの対応について検討する旨が説明され、引き続き、藤澤専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 特例掛金が拠出される場合の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 制度導入当初に特例掛金の拠出が必要となるケースはそれほど生じないと考えられるが、制度を運営していく中で特例掛金の拠出が必要となるケースは十分起こり得ると考えられるため、制度導入時の規約の記載内容によって区分するのではなく、実質的な観点で判断することができるような記載内容にすべきと考える。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

### 他の退職給付制度からの給付の補填がある場合の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - これまでの実務では、退職給付制度ごとに会計処理していると理解しており、退職一時金制度とリスク分担型企業年金を一体として取り扱うことで支障が生じないかを懸念する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 退職一時金制度とリスク分担型企業年金を関連付けて、両者を確定給付制度に分類するか、退職一時金制度を確定給付制度に分類し、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するかによって、財務諸表が大きく変わり得るかどうかを踏まえた上で対応を判断する必要がある。

これらに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

### 分類の再判定の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合が例示されることによって、規約の改訂が行われる前においても分類の再判定が生じ得る点が読みづらくなっているのではないかと。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金から確定給付制度に分類される他の退職給付制度への移行等の取扱い

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 当該制度移行等の会計処理を明らかにする緊急性が高くないことを踏まえると、事務局の提案に賛成する。

以 上